

地区防災計画・地区防災マップ作成業務委託公募型プロポーザル評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地区防災計画・マップ作成業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、提案者の審査、最優秀提案者（契約候補者）、次点（以下「最優秀提案者等」という。）の選定に必要な事項を定めるものとする。

(選定の主体等)

第2条 最優秀提案者等の選定は、いわき市が設置する「審査委員会」が行う。
2 「審査委員会」は、各委員が企画提案書を審査し、公平、公正な判断により評価した結果を総合して、最優秀提案者等を選定する。
3 受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

(選定方法)

第3条 参加資格要件を審査し、要件を満たしている提案者のみ、提案者から提出される企画提案書の内容を主要な審査対象として審査を行い、最優秀提案者等を選定する。
2 審査にあたり必要と認める場合には、提案者に対しプレゼンテーション及びヒアリングの実施を求め、その内容を審査の参考とする。
3 第4条に定める評価基準により、各委員が別表の審査項目ごとに採点を行う。これによる総合点が最も高い提案者を最優秀提案者（契約候補者）として選定する。また、総合点が2番目に高い提案者を次点とする。
4 最優秀提案者等として選定に値する総合点の最低点を予め定めておく。

(評価基準)

第4条 選定評価にあたっては、別表に定める評価項目・基準に基づき審査する。

(最優秀提案者等の決定)

第5条 いわき市は、「審査委員会」による選定結果に基づき、最優秀提案者等を決定する。
2 最高得点者が2者以上となった場合は、審査委員の協議により決定する。
3 総合点が予め定めた最低点以上の提案者がいない場合は、最優秀提案者等を選定せず、本プロポーザルを無効とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、「審査委員会」が別途定めることとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) 評価項目・基準

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価ウェイト
企業（団体）評価	業務実績		下記の順位で評価する。 ①元請として「国又は地方公共団体が発注した防災に関する業務（地域防災、地区防災、防災訓練、防災士等に関する業務）」実績を有する。 ②下請もしくは協力組織・団体の立場で「国又は地方公共団体が発注した防災に関する業務（地域防災、地区防災、防災訓練、防災士等に関する業務）」実績を有する。	5
				3
				1
企業（団体）体制	担当技術者数 業務従事者の総数		①業務を担当する有資格の技術者及び管理技術者の人数が複数であり、かつ業務遂行に必要なスタッフを十分に抱えている。業務にマップ作成及びデータ納品が含まれることから AutoCAD 若しくは Illustrator を操作編集できる人材が含まれている。 ②業務を担当する有資格の技術者及び管理技術者の人数が複数であるが、業務遂行に必要なスタッフが乏しい。業務にマップ作成及びデータ納品が含まれることから AutoCAD 若しくは Illustrator を操作編集できる人材が含まれている。 ③業務を担当する有資格の技術者及び管理技術者の人数が複数であるが、業務遂行に必要なスタッフが乏しい。業務にマップ作成及びデータ納品に対応できるスタッフがおらず、外注が見込まれる。 ④業務を担当する有資格の技術者及び管理技術者の人数が限定的であり、業務遂行に必要なスタッフがいない。	20
				10
				5
実施方針・業務フロー・工程表	業務理解度	業務内容の理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合優位に評価する。	5
				3
				1
		実施方針の妥当性	課題に対する取組み方針や実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
				3
				1
業務フロー、工程表の的確性	作業スケジュールや策定プロセスなどの工程が的確であり、確実な業務の遂行が見込まれる場合に優位に評価する。	5		
		3		
		1		
特定テーマに対する技術提案	業務提案度	特定テーマに対する的確性・実現性	特定テーマに対し、具体性、的確性、実現性が適切である場合に優位に評価する。 特定テーマ ① 地区防災マップ・地区防災計画作成による市全域の防災力向上について ② 本業務を活用した将来の地域防災を担う人材の育成及び業務への関わりについて ③ 地域住民への意見聴取や関わりを進め方について ④ 地区防災マップ・地区防災計画作成後の関わりについて	60 ※ ①～④ 各15点
				15
				8
				3
ヒアリング	コミュニケーション能力、提案意欲		プレゼンテーションが分かりやすく説得力があり、質疑に対する的確な応答であること、提案に意欲が感じられる場合に優位に評価する。 ※プレゼンテーションを行う者は配置予定技術者とする。	20
				10
				5
				3
			評価点合計	120

※ 業務実績については過去10年間のものとする

※ 120点×委員数が総合点の満点となる。60点×委員数を合格の最低点とする。